CIRCLEST
行政書士法人サークレスト

利用者の方やその家族からの相談、
ケアマネジャーの方の悩み、

一度私たちに相談してみませんか？

QRコードで検索
(https://fukushi.circlest.co.jp)

サークレスト　検索

行政書士法人サークレスト

〒271-0047
千葉県松戸市西馬橋幸町132-3-2Ｆ
TEL　047-382-6570
FAX　047-382-6571
E-mail　info@circlest.co.jp

※業務の性質上、外出していることが多いですので、メール、ファックスなどでお問い合わせいただけましたら折り返しご連絡させていただきます。

事務所案内図

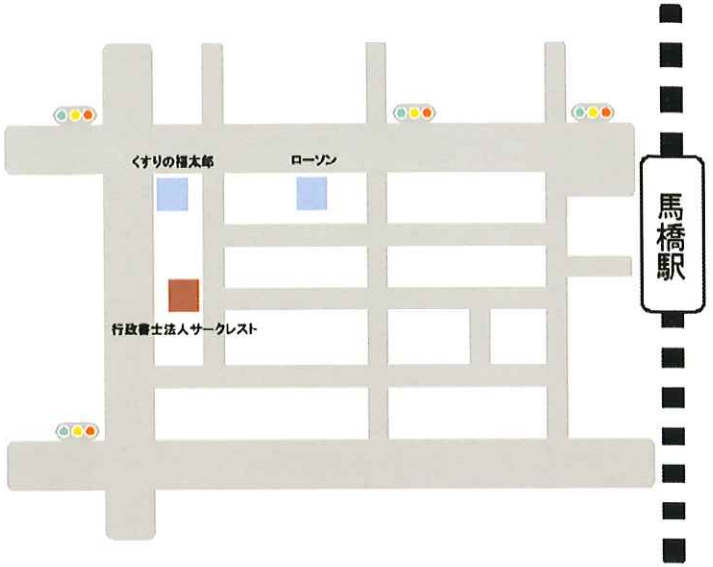

JR常磐線馬橋駅西口から徒歩5分

※お車でお越しの際は、お近くの有料パーキングをご利用ください。

任意後見契約
遺言書作成
相続手続き
死後事務委任
福祉事業開業

ケアマネジャーさんのお悩み伺います。
福祉事業を始めるなら、私たち福祉事業の専門家が支援させていただきます。

CIRCLEST
行政書士法人サークレスト

任意後見契約

将来、判断能力が不十分になることに備えて、法律行為などの代理や補助する者（後見人）をあらかじめ**本人の意思で自由に**選任して、後見契約を結んでおくことをいいます。
本人が信頼のおける人を選任するのですが、この契約書は公正証書で作成しなければなりません。
また、最近では選任された後見人が被後見人の財産を使い込んで逮捕される事件も増えていて、信頼のおける国家資格者（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士など）を後見人に選任する案件も増えております。

死後事務委任契約

委任者（本人）が第三者に対して、本人が亡くなった後の葬儀、納骨、埋葬に関する諸手続きについて代理権を付与して、**死後の事務を委任する契約**をいいます。
葬儀の手配、喪主の代行、納骨手続きや本人の死亡届や保険、年金関係等の手続きなど、死後事務の内容は多岐にわたります。

遺言書起案作成

15歳から作成できて、自身の死後の財産の処分等を定めることができる書類です。
民法で要式が定められており、一般には遺言者が手書きして保管する「自筆証書遺言」と、遺言者の口述を公証人が筆記して公証役場で原本を保管する「公正証書遺言」の2種類が代表的です。また、遺言書の内容を実現するために、遺言書内に遺言書の内容を実現させる**遺言執行者**を定めておくこともできます。

相続手続き支援

人が亡くなり預金や不動産の相続手続きが発生したときは、遺族は不動産相続による登記申請や預金相続払戻し手続きが必要になります。
相続人を確定するために**相続関係説明図**を作成したり、遺産分割の内容を証明するために**遺産分割協議書**を作成する必要があります。
遺言書の有無や遺産分割の協議が必要であるか、相続手続きの内容は亡くなった人によってケースバイケースです。

福祉事業開業支援

介護福祉事業や障害福祉事業を開業するためには、事業所の指定申請など行政手続きが必要となります。また、事業を進めていくためには銀行借り入れや融資等の資金繰りが必要となります。
私たち行政書士法人サークレストは、福祉事業の行政手続きの専門家として、様々な事業の開業に携わり、運営のサポートをさせていただいております。

行政書士法人サークレストがお手伝いできるサービス

任意後見契約

・任意後見等契約公正証書起案作成
（公証人との事前打ち合わせを含みます）
・任意後見人就任
（月額報酬が発生します）

死後事務委任契約

・死後事務委任契約公正証書起案作成
・死後事務委任契約受任者就任
（受任者報酬が発生します）

遺言書作成

・公正証書遺言起案作成
（公証人との事前打ち合わせを含みます）
・遺言執行者就任
（遺言執行者報酬が発生します）

相続手続き

・相続人の調査及び相続関係説明図作成
・遺産分割協議書作成
・銀行等預貯金の払戻し手続き

※相続人間で紛争がある場合は、弁護士を紹介させていただきます。
※不動産登記手続きは、提携している司法書士を紹介させていただきます。
※相続税申告は、提携している税理士を紹介させていただきます。

福祉事業開業支援

・福祉事業所指定申請
・介護処遇改善加算マネジメント
・銀行等融資手続き支援
・各種法人設立支援
・各種福祉事業展開支援